

令和元年9月19日

建設委員会資料

活力都市創造部

〔報告事項〕

目 次

- 1 富山市立地適正化計画の変更について ······ 1

1 富山市立地適正化計画の変更について

[都市計画課]

1. 概要

人口減少や高齢化社会においても、子育て世代や高齢者にとって、安心で快適な生活環境を実現し、財政面を含め持続可能な都市経営を行うため、居住や都市機能のあり方を示した「富山市立地適正化計画」を平成29年3月に策定しました。

こうした中、平成31年3月に富山市都市マスタープランの見直しを行ったことから、整合を図るために必要な時点修正を行うとともに、あいの風とやま鉄道「富山駅－東富山駅間」新駅が設置されることに伴い、その駅周辺の区域を居住誘導区域に追加するため、本計画の変更を行うもの。

2. 主な見直し事項

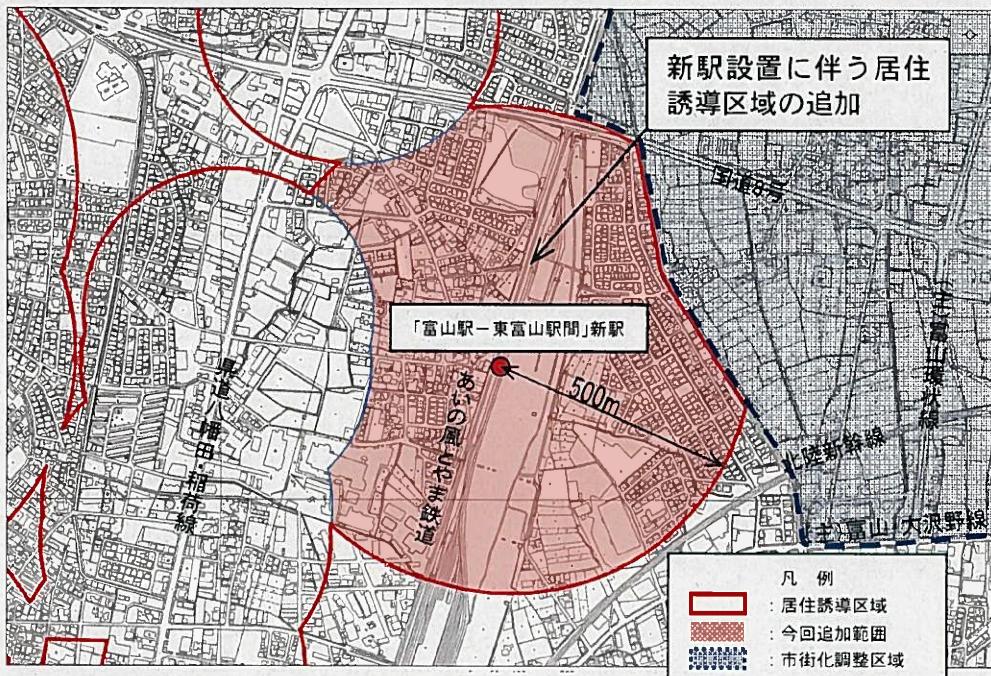
(1) 都市マスタープランの見直しに伴う時点修正

・富山市都市マスタープランの見直しに伴い、立地適正化計画の数値目標である「公共交通が便利な地域に住む市民の割合」の実績値や推計人口の時点修正を行うもの。

	基 準 平成17年	実 績 平成30年	目 標 令和7年
公共交通が便利な地域に住む市民の割合	28% (117,560人)	38.7% (161,380人)	42% (167,600人)

(2) あいの風とやま鉄道「富山駅－東富山駅間」新駅の設置に伴う居住誘導区域の追加

・あいの風とやま鉄道「富山駅－東富山駅間」に新駅の設置が計画されていることから、新駅から半径500mの範囲（市街化区域内）を居住誘導区域に追加するもの。



居住誘導区域図

(3) 都心地区の誘導施設に「博物館（くすり関連施設）」を追加

- 誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便のために立地を誘導する施設であり、都心地区では、本市の魅力を高める広域的な都市機能の図書館などを位置付けている。
- 平成30年度に「くすり関連施設基本構想・基本計画」を策定し、都心地区（市立図書館旧本館跡地）での博物館（くすり関連施設）の整備を位置付けたことから、本計画の誘導施設に追加するもの。

地区	都市機能	誘導施設*	備考
都心地区	教育文化機能	<ul style="list-style-type: none">図書館（市立図書館）美術館（ガラス美術館）専門学校 (大原簿記公務員医療専門学校)博物館（くすり関連施設）	※立地適正化計画で定める(都市再生特別措置法第81条第3項に規定する)届出対象の誘導施設とする。
	医療機能	<ul style="list-style-type: none">地域医療支援センター (まちなか総合ケアセンター)	

図書館は、図書館法第2条第1項に定めるもの

美術館は、博物館法第2条第1項に定めるもの

専門学校は、学校教育法第124条に定めるもの

博物館は、博物館法第2条第1項又は第29条に定めるもの

地域医療支援センターは、地方厚生（支）局長に認可された在宅療養支援病院及び診療所で医療介護連携相談機能を有するもの

3. 今後のスケジュール

令和元年10月上旬	パブリックコメントの実施（2週間）
令和元年11月	富山市都市計画審議会での意見聴取
令和元年11月下旬	富山市立地適正化計画の策定・公表